

労働委員会は、おもに次のことを行います

- 労働争議について、調整（あっせん・調停・仲裁）作業を行い、紛争解決を支援します。
- 個別的労使紛争について、あっせん作業を行い、紛争解決を支援します。
- 不当労働行為の救済申立てについて、審査・判定を行います。
不当労働行為と認定すれば、救済命令を発します。
- 労働組合の資格を審査し、証明書を発行します。

労働委員会は

公益側

労働者側

使用者側

の

三者同数

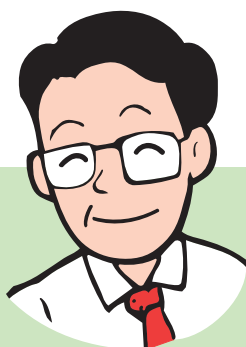
の委員で構成されています。

千葉県では、15名（各側5名）の委員が任命されています。



労働者委員

労働者側代表者
(労働組合役員など)



公益委員

公益側代表者
(大学教授・弁護士など)



使用者委員

使用者側代表者
(企業経営者・使用者団体役員など)